

岩手県告示第 502 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 7 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人典人会	大船渡市大船渡町字山馬越 196 番地	綾里デイサービスセンター	大船渡市三陸町綾里字清水 67 番地	平成 20 年 3 月 31 日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人典人会	大船渡市大船渡町字山馬越 196 番地	綾里デイサービスセンター	大船渡市三陸町綾里字清水 67 番地	平成 20 年 3 月 31 日